

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(発行日取引に係る委託保証金の差入れ)</p> <p>第29条 発行日取引による売付け又は買付けが成立したときは、顧客は、その約定価額に100分の30を乗じて得た額以上の金銭を委託保証金として売買成立の日から起算して3日目の日までの取引参加者が指定する日時までに差し入れるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(発行日取引に係る委託保証金の引出し等)</p> <p>第31条 取引参加者は、顧客から発行日取引に係る委託保証金として差入れを受けた金銭又は有価証券については、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した額に相当する金銭又は当該額を前条において準用する第38条第2項各号に掲げる率をもって除して得た額に相当する有価証券を引き出させることができる。</p> <p>(1) 当該顧客の発行日取引（当該発行日取引に係る委託保証金の差入れを受けたものに限る。次項第1号a及び第2号a、第3項第1号並びに第35条において同じ。）に係る受入保証金の総額</p> <p>(2) 前号の発行日取引に係る一切の有価証券（対当売買及び当該対当売買に相当する売買に係るもの並びに決済を終了したものを除く。次項第1号b及び第2号b、第3項第2号並びに第35条において同じ。）の約定価額に100分の30を乗じて得た額</p> <p>2 前項の規定によるもののほか、取引参加者は、顧客から発行日取引に係る委託保証金として差入れを受けた金銭又は有価証券については、次の各号に掲げる場合に限り、これを引き出させることができる。</p> <p>(1) 発行日取引に係る有価証券の一部の決済をする場合（aに掲げる額からbに掲げる額を控除した額に相当する金銭又は当該額を前条において準用する第38条第2項各号に掲げる率をもって除して得た額に相当する有価証券を引き出させる場合に限る。）</p> <p>a 当該顧客の発行日取引に係る受入保証金の総額</p>	<p>(発行日取引に係る委託保証金の差入れ)</p> <p>第29条 発行日取引による売付け又は買付けが成立したときは、顧客は、その約定価額に100分の30を乗じて得た額以上の金銭を委託保証金として売買成立の日から起算して3日目の日の正午までに差し入れるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(発行日取引に係る委託保証金の引出し等の制限)</p> <p>第31条 取引参加者は、顧客から発行日取引に係る委託保証金として差し入れられている金銭又は有価証券を、当該取引の決済前に引き出させ又は委託保証金として差し入れさせるべき金銭の額に充当してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に掲げる額を超えない額に相当する金銭又は有価証券については、この限りでない。</p> <p>(1) 引き出させ又は充当する際における当該顧客の発行日取引に係る受入保証金（現に受け入れている委託保証金をいう。以下同じ。）の総額（次条第1項に定める計算により算出した受入保証金の総額をいう。以下この節において同じ。）が、当該顧客の発行日取引（当該受入保証金に係るものに限る。次条及び第35条において同じ。）に係る有価証券（充当する場合においては、対当する買付け又は売付けが行われた売建て又は買建てに係る有価証券を除く。）について第29条第1項に定める額を超えている場合には、その超過額に相当する金銭又はその超過額を前条において準用する第38条第2項各号に掲げる率をもって除して得た額に相当する有価証券</p> <p>(2) 発行日取引に係る有価証券の一部を決済するために引き出させる際における当該顧客の発行日取引に係る受入保証金の総額が、当該顧客の発行日取引（当該受入保証金に係るものに限る。）に係る有価証券の約定価額から決済をする発行日取引に係る有価証券の約定価額を控除した額に100分の30を乗じた額を超えている場合には、その超過額に相当する金</p>

b 前 a の発行日取引に係る一切の有価証券（当該決済をする発行日取引に係るものを除く。）の約定価額に100分の30を乗じて得た額

(2) 発行日取引に係る有価証券の一部の決済をする場合において、当該決済をする発行日取引により買い付けた有価証券又は売り付けた有価証券の売付代金に相当する金銭の全部を発行日取引に係る委託保証金として差し入れさせることを条件とするとき（その差入れ後において a に掲げる額が b に掲げる額以上となる場合に限る。）。

a 当該顧客の発行日取引に係る受入保証金の総額

b 前 a の発行日取引に係る一切の有価証券の約定価額に100分の30を乗じて得た額

(3) 発行日取引に係る有価証券の全部の決済をする場合

(4) 当該金銭又は有価証券の全部又は一部について、その差換えをする場合

3 取引参加者は、その顧客のために新たな発行日取引を行ったときは、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額を控除した額に相当する金銭又は当該額を前条において準用する第38条第 2 項各号に掲げる率をもって除して得た額に相当する有価証券であって当該顧客から発行日取引に係る委託保証金として差入れを受けたものを第29条の規定により当該新たな発行日取引に係る委託保証金として差入れを受けるべき金銭の額に充当することができる。

(1) 当該顧客の発行日取引に係る受入保証金の総額

(2) 前号の発行日取引に係る一切の有価証券の約定価額に100分の30を乗じて得た額

(発行日取引に係る受入保証金の計算方法)

第32条 前条第 1 項第 1 号、同条第 2 項第 1 号 a 及び第 2 号 a、同条第 3 項第 1 号並びに第35条に規定する受入保証金の総額については、次の各号に掲げる額を差し引いて計算するものとする。ただし、前条第 2 項第 1 号 a に規定する受入保証金の総額については、決済をする発行日取引の第 1 号に掲げる額を差し引かないものとする。

金又はその超過額を前条において準用する第38条第 2 項各号に掲げる率をもって除して得た額に相当する有価証券

(3) 決済する発行日取引により買い付けた有価証券又は売り付けた有価証券に係る売付代金の全部を委託保証金として差し入れさせることを条件に、当該決済をするために引き出させる場合には、第29条第 1 項の規定により顧客から差入れを受けた一切の委託保証金の額に相当する金銭又は有価証券（当該差入れ後における受入保証金の総額が当該顧客の発行日取引（当該受入保証金に係るものに限る。）に係る有価証券の約定価額に100分の30を乗じた額以上となる場合に限る。）

(4) 発行日取引に係る有価証券の全部を決済するために引き出させる場合には、第29条第 1 項の規定により顧客から差し入れられた一切の委託保証金の額に相当する金銭又は有価証券

(5) 当該顧客が委託保証金として差し入れている金銭又は有価証券の差換えをする場合には、当該金銭又は有価証券に相当する額の金銭又は有価証券

(発行日取引に係る受入保証金の計算方法)

第32条 発行日取引に係る受入保証金の総額は、その顧客の発行日取引に係る有価証券の相場の変動に基づく損失及び対当売買による損失から当該顧客の発行日取引に係る有価証券の相場の変動に基づく利益及び対当売買による利益を差し引いて計算した計算上の損失額に相当する額並びに当該顧客の発行日取引につき負担すべきもの（発行日取引の決済後において、なお当該顧客の債務が残存しているときはその残存額を含む。）に相当する額を差し引いて計算するものとする。ただ

し、前条第1項第2号に規定する受入保証金の総額については、決済する発行日取引に係る計算上の損失額に相当する額及び当該顧客の発行日取引につき負担すべきものに相当する額を差し引かないものとする。

(新設)

(1) 顧客の発行日取引に係る有価証券の相場の変動に基づく損失及び対当売買による損失から当該顧客の発行日取引に係る有価証券の相場の変動に基づく利益及び対当売買による利益を差し引いて計算した計算上の損失額に相当する額並びに委託手数料その他のものであって、当該顧客の発行日取引について顧客の負担すべきものの合計額に相当する額

(新設)

(2) 顧客の発行日取引について当該顧客に対し信用を供与している場合におけるその信用供与額に相当する額

(新設)

(3) 顧客の発行日取引に係る有価証券の決済の終了後において、なお当該顧客の当該取引参加者に対する債務が残存している場合（当該債務が借入金その他の債務として当該取引参加者との間で新たな債権債務関係となったものを含む。）における当該残存額に相当する額

2 (略)

2 (略)

(発行日取引に係る委託保証金の維持)

第35条 取引参加者は、発行日取引に係る受入保証金の総額が、その顧客の発行日取引に係る一切の有価証券の約定価額に100分の20を乗じて得た額を下回ることとなったときは、当該約定価額について第29条第1項に定める額を維持するために必要な額を委託保証金として、当該顧客からその損失計算が生じた日から起算して3日目の日までの取引参加者が指定する日時までに追加差入れさせなければならない。

(発行日取引に係る委託保証金の維持)

第35条 取引参加者は、発行日取引に係る受入保証金の総額が、その顧客の発行日取引に係る有価証券の約定価額から対当する買付け又は売付けが行われた売建て又は買建てに係る有価証券の約定価額を控除した額に100分の20を乗じて得た額を下ることとなったときは、当該控除後の約定価額について第29条第1項に定める額を維持するために必要な額を委託保証金として、当該顧客からその損失計算が生じた日から起算して3日目の日の正午までに追加差入れさせなければならない。

(新設)

2 取引参加者は、前項に規定する損失計算が生じた日から起算して3日目の日までの取引参加者が指定する日時までに、顧客のために当該損失計算の対象となった発行日取引に係る売建て又は買建てに相当する買付け又は売付けを行った場合には、当該売建て又は買建てに係る有価証券の約定価額に100分の20を乗じて得た額を、同項の規定により追加差入れさせなければならない委託保証金の額から控除することができる。

3 取引参加者は、第1項に規定する損失計算が生じた日から起算して3日目の日までの取引参加者が指定する日時までに、顧客から当該損失計算の対象となった発行日取引に係る売建て又は買建てに相当する買付け又は売付けによる損失額及び当該発行日取引につき当該顧客の負担すべきものに相当する額の差入れを受けた場合には、当該発行日取引の決済までの間、これらの額を同項の規定により追加差入れさせなければならない委託保証金の額から控除することができる。

(信用取引に係る委託保証金の差入れ)

第37条 信用取引による売付け又は買付けが成立したときは、顧客は、次の各号に定める額以上の金銭を委託保証金として売買成立の日から起算して3日目の日までの取引参加者が指定する日時までに差し入れるものとする。

(1)・(2) (略)

(信用取引に係る委託保証金の引出し等)

第42条 取引参加者は、顧客から信用取引に係る委託保証金として差入れを受けた金銭又は有価証券については、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した額に相当する金銭又は当該額を第38条第2項各号に掲げる率をもって除して得た額に相当する有価証券を引き出させることができる。

(1) 当該顧客の信用取引(当該信用取引に係る委託保証金の差入れを受けたものに限る。次項第1号a及び第2号a、第3項第1号並びに第46条において同じ。)に係る受入保証金の総額

(2) 前号の信用取引に係る一切の有価証券(反対売買を行ったもの及び反対売買以外の方法による決済に必要な金銭又は有価証券の交付を受けたものを除く。次項第1号b及び第2号b、第3項第2号、第4項並びに第46条において同じ。)の約定価額に100分の30を乗じて得た額(その額が30万円に満たないとき(零であるときを除く。))は、30万円)

2 前項の規定によるもののほか、取引参加者は、顧客から信用取引に係る委託保証金として差入れを受けた金銭又は有価証券については、次の各号に掲げる場合に限り、これを引き出させることができる。

(新設)

(信用取引に係る委託保証金の差入れ)

第37条 信用取引による売付け又は買付けが成立したときは、顧客は、次の各号に定める額以上の金銭を委託保証金として売買成立の日から起算して3日目の日の正午までに差し入れるものとする。

(1)・(2) (略)

(信用取引に係る委託保証金の引出し等の制限)

第42条 取引参加者は、顧客から信用取引に係る委託保証金として差し入れられている金銭又は有価証券を、未決済勘定の決済前に引き出させ又は委託保証金として差し入れさせるべき金銭の額に充当してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に掲げる額を超えない額に相当する金銭又は有価証券については、この限りでない。

(1) 引き出させ又は充当する際における当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額が、当該顧客の信用取引(当該受入保証金に係るものに限る。次条及び第46条において同じ。)に係る有価証券の約定価額に100分の30を乗じて得た額(引き出させる場合において、その額が30万円に満たないときは30万円)を超えている場合には、その超過額(充当する場合において、当該超過額が、当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額に第37条の規定により差し入れられるべき委託保証金の額を加算した額と30万円との差額に相当する額を超えるときは、その超える部分の額を控除した額。以下この号及び次号において同じ。)に相当する金銭又はその超過額を第38条第2項各号に掲げる率をもって除して得た額に相当す

(1) 未決済勘定の一部の決済をする場合（aに掲げる額からbに掲げる額を控除した額に相当する金銭又は当該額を第38条第2項各号に掲げる率をもって除して得た額に相当する有価証券を引き出させる場合に限る。）

a 当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額

b 前aの信用取引に係る一切の有価証券（当該決済する未決済勘定に係るものを除く。）の約定価額に100分の30を乗じて得た額（その額が30万円に満たないときは、30万円）

(2) 未決済勘定の一部の決済（反対売買による決済を除く。）をする場合において、当該決済をする未決済勘定に係る信用取引により買い付けた有価証券又は売り付けた有価証券の売付代金に相当する金銭の全部を信用取引に係る委託保証金として差し入れさせることを条件とするとき（その差入れ後においてaに掲げる額がbに掲げる額以上となる場合に限る。）。

a 当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額

b 前aの信用取引に係る一切の有価証券の約定価額に100分の30を乗じて得た額（その額が30万円に満たないときは、30万円）

(3) 未決済勘定の全部を決済する場合

(4) 当該金銭又は有価証券の全部又は一部について、その差換えをする場合

3 取引参加者は、その顧客のために新たな信用取引を行ったときは、第1号に掲げる額から第2号及び第3号に掲げる額の合計額を控除した額に相当する金銭又は当該額を第38条第2項各号に掲げる率をもって除して得た額に相当する有価証券であって当該顧客から信用取引に係る委託保証金として差入れを受けたものを第37条の規定により当該新たな信用取引に係る委託保証金として差入れを受けるべき金銭の額に充当することができる。

(1) 当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額

(2) 前号の信用取引に係る一切の有価証券の約定価額に100分の30を乗じて得た額

(3) 当該差入れを受けるべき金銭の額と前号に掲げる額との合計額が30万円に満たないときは、当該合計額と30万円との差額に相当する額

る有価証券

(2) 充当する際における当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額が、当該顧客の信用取引（当該受入保証金に係るものに限る。）に係る一切の有価証券の約定価額から反対売買を行った有価証券の約定価額（信用取引を行った日に反対売買を行い、同日に他の信用取引を行った場合における当該反対売買を行った有価証券の約定価額を除く。）を控除した額に100分の30を乗じた額を超えている場合には、その超過額に相当する金銭又はその超過額を第38条第2項各号に掲げる率をもって除して得た額に相当する有価証券

(3) 未決済勘定の一部を決済するために引き出させる際における当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額が、当該顧客の信用取引（当該受入保証金に係るものに限る。）に係る一切の有価証券の約定価額から決済する未決済勘定に係る信用取引の有価証券の約定価額を控除した額に100分の30を乗じた額（その額が30万円に満たないときは、30万円）を超えている場合には、その超過額に相当する金銭又はその超過額を第38条第2項各号に規定する率をもって除して得た額に相当する有価証券

(4) 決済（反対売買による決済を除く。）する未決済勘定に係る信用取引により買い付けた有価証券又は売り付けた有価証券の売付代金の全部を委託保証金として差し入れさせることを条件に、当該決済をするために引き出させる場合には、第37条の規定により顧客から差し入れられた一切の委託保証金の額に相当する金銭又は有価証券（当該差入れ後における受入保証金の総額が当該顧客の信用取引（当該受入保証金に係るものに限る。）に係る有価証券の約定価額に100分の30を乗じた額（その総額が30万円に満たないときは、30万円）以上となる場合に限る。）

(5) 未決済勘定の全部を決済するために引き出させる場合には、第37条の規定により顧客から差し入れられた一切の委託保証金の額に相当する金銭又は有価証券

(6) 信用取引により売り付けた有価証券が権利落し、当該権利落に伴い顧客が負担することとなった額を支払わせるために引き出させる際における当該顧客

4 第1項第2号、第2項第1号b及び第2号b、前項第2号並びに次条第3項の約定価額は、信用取引に係る一切の有価証券のうち権利落後の有価証券があり、権利の価額を当該有価証券の売付代金又は買付代金から控除することにより未決済勘定の決済を行う場合（第1項第2号、第2項第1号b及び第2号b並びに前項第2号の約定価額（当該権利落に伴い顧客が有価証券を引き受ける場合において、権利の価額に相当する金銭の交付を受けていないときを除く。）並びに同条第3項の約定価額は、顧客が取引参加者と当該決済を行うことを約している場合を含む。）には、権利の価額を控除した価額とする。

（信用取引に係る受入保証金の計算方法）

第43条 第37条第2号、前条第1項第1号、同条第2項第1号a及び第2号a、同条第3項第1号並びに第46条に規定する受入保証金の総額については、次の各号に掲げる額を差し引いて計算するものとする。ただし、前条第2項第1号aに規定する受入保証金の総額については、決済をする未決済勘定に係る信用取引の第1号に掲げる額を差し引かないものとする。

(1) 顧客の信用取引に係る有価証券の相場の変動に基

の信用取引に係る受入保証金の総額が、当該顧客の信用取引（当該受入保証金に係るものに限る。）に係る一切の有価証券の約定価額に100分の30を乗じた額（その額が30万円に満たないときは、30万円）を超えている場合には、その超過額に相当する金銭

(7) 当該顧客が委託保証金として差し入れている金銭又は有価証券の差換えをする場合には、当該金銭又は有価証券に相当する額の金銭又は有価証券

2 前項第1号から第4号まで及び第6号並びに次条第3項の約定価額は、信用取引に係る一切の有価証券のうち権利落後の有価証券があり、権利の価額を当該有価証券の売付代金又は買付代金から控除することにより未決済勘定の決済を行う場合（前項第1号（充当する際に限り、当該権利落に伴い、顧客が有価証券を引き受ける場合を除く。）及び第2号（当該権利落に伴い、顧客が有価証券を引き受ける場合を除く。）並びに次条第3項の約定価額は、顧客が金融商品取引業者と当該決済を行うことを約している場合を含む。）には、権利の価額を控除した価額とする。

（信用取引に係る受入保証金の計算方法）

第43条 信用取引に係る受入保証金の総額は、その顧客の信用取引に係る有価証券の相場の変動に基づく損失からその利益を差し引いて計算した計算上の損失額に相当する額、反対売買による損失額及び当該顧客の信用取引につき負担すべきもの（未決済勘定中の一部に決済があった場合において、なお当該顧客の債務が残存しているとき（当該債務が借入金その他の債務として当該取引参加者との間で新たな債権債務関係となったものを含む。）はその残存額を含む。）に相当する額（前条第1項第6号に規定する受入保証金の総額について計算する場合は、売り付けた有価証券が権利落したことに伴い顧客が負担することとなった額を除く。）を差し引いて計算するものとする。ただし、前条第1項第3号に規定する受入保証金の総額については、決済する未決済勘定に係る計算上の損失額に相当する額、反対売買による損失額及び当該顧客の信用取引につき負担すべきものに相当する額を差し引かないものとする。

(新設)

づく損失からその利益を差し引いて計算した計算上の損失額に相当する額、反対売買による損失額及び委託手数料、借入金に対する利子、借入有価証券に対する品借料その他のものであって、当該顧客の信用取引について顧客の負担すべきものの合計額（信用取引により売り付けた有価証券が権利落したことに伴い顧客が負担することとなった額を支払わせる場合において、前条第1項第1号に規定する受入保証金の総額について計算するときは、当該負担することとなった額を除く。）に相当する額

(2) 顧客の信用取引について、当該顧客に対し当該信用取引に係る有価証券の約定価額に相当する額の信用供与以外に信用を供与している場合におけるその信用供与額に相当する額

(3) 顧客の未決済勘定の決済後において、なお当該顧客の当該取引参加者に対する債務が残存している場合（当該債務が借入金その他の債務として当該取引参加者との間で新たな債権債務関係となったものを含む。）における当該残存額に相当する額

2・3（略）

4 反対売買による利益額が生じた場合において、当該利益額に相当する金銭を当該反対売買による未決済勘定の決済の時に顧客から信用取引に係る委託保証金として差入れを受けることとしているときは、第37条第2号、前条第1項第1号、同条第2項第1号a及び第2号a、同条第3項第1号並びに第46条に規定する受入保証金の総額については、当該利益額に相当する額を加えて計算することができる。

5 前項の規定により同項の利益額に相当する額を加えて前条第3項第1号に規定する受入保証金の総額を計算する場合においては、当該利益額に相当する金銭を顧客から信用取引に係る委託保証金として差入れを受けた金銭とみなして、同項の規定を適用する。

（信用取引に係る委託保証金の維持）

第46条 取引参加者は、信用取引に係る受入保証金の総額が、その顧客の信用取引に係る一切の有価証券の約定価額に100分の20を乗じて得た額を下回ることとなったときは、当該額を維持するために必要な額を委託保証金として、当該顧客からその損失計算が生じた日から

（新設）

（新設）

2・3（略）

（新設）

（新設）

（信用取引に係る委託保証金の維持）

第46条 取引参加者は、信用取引に係る受入保証金の総額が、その顧客の信用取引に係る有価証券の約定価額から反対売買を行った有価証券の約定価額を控除した額に100分の20を乗じて得た額を下ることとなったときは、当該控除後の約定価額に100分の20を乗じて得た額

起算して3日目の日までの取引参加者が指定する日時までに追加差入れさせなければならない。

2 取引参加者は、前項に規定する損失計算が生じた日から起算して3日目の日までの取引参加者が指定する日時までに、当該損失計算の対象となった未決済勘定について、顧客が弁済の申し出を行った場合（反対売買以外の方法による場合には、決済に必要な金銭又は有価証券の交付を受けた場合に限る。）には、当該弁済の申し出を行った有価証券の約定価額に100分の20を乗じて得た額を、同項の規定により追加差入れさせなければならない委託保証金の額から控除することができる。

3 取引参加者は、第1項に規定する損失計算が生じた日から起算して3日目の日までの取引参加者が指定する日時までに、顧客から当該損失計算の対象となった未決済勘定に係る反対売買による損失額及び当該未決済勘定につき当該顧客の負担すべきものに相当する額の差入れを受けた場合には、当該反対売買の決済までの間、これらの額を同項の規定により追加差入れさせなければならない委託保証金の額から控除することができる。

付 則

この改正規定は、平成25年1月1日から施行する。

を維持するために必要な額を委託保証金として、当該顧客からその損失計算が生じた日から起算して3日目の日の正午までに追加差入れさせなければならない。

(新設)

(新設)